

介護保険施設等集団指導に係る理解度測定 解答

- ・令和5年度「盛岡市高齢者保健福祉関係行政等説明会」及び「介護保険施設等集団指導」参加状況確認フォーム内の設問に対する解答を示したものです。
- ・先に【集団指導資料1】及び【集団指導資料2】を確認した後、参加状況確認フォーム内の設問に回答してから本書を参照してください。



理解度測定の解答

設問1 利用料の変更があったサービスについて、当該サービスを提供した後に利用者又はその家族等から同意を得た。

正解：誤っている

解説：利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用（入居）者又はその家族等に変更の内容について説明し同意を得た上でサービスを提供してください。

※利用者等から同意を得る際は、口頭でなく文書により得ることが望ましいです（文書による同意の取得が義務となっているサービス種別もあります）。

参照：【集団指導資料2】の事例5（10ページ）

設問2 利用者の家族の個人情報の取扱いに際し、親族である利用者本人から同意を得た。

正解：誤っている

解説：利用者の家族の個人情報を取り扱う場合は、当該家族の同意を文書により得ておかなければなりません。

参照：【集団指導資料2】の事例12（20ページ）

設問3 事故発生時においては、利用者の家族等に連絡すれば良く、他に報告すべきところはない。

正解：誤っている

解説：事故発生時においては、利用者の家族等への連絡のほか、市介護保険課事業所指定係に報告することが求められます（居宅系サービスなど市介護保険課の他に介護支援専門員に対しても報告義務があるサービス種別もあります。）。

参照：【集団指導資料2】の事例14（23ページ）

設問4 令和6年4月1日から虐待防止対策として事業者が講ずべき措置は、①虐待防止検討委員会の設置、②指針の整備、③研修の実施、④専任担当者の設置の4つである。

正解：正しい

参照：【集団指導資料2】の経過措置に関すること（その1）（34ページ）

設問5 令和6年4月1日から非常時の体制においても継続的にサービスを提供できる体制を構築するために、業務継続計画の策定が義務付けられるが、事業者が講ずべき措置は当該計画の策定のみである。

正解：誤っている

解説：業務継続計画に係る事業者が講ずべき措置は、①業務継続計画の策定、②当該計画に係る研修の実施、③当該計画に係る研修（シミュレーション）の実施の3つである。

参照：【集団指導資料2】の経過措置に関すること（その2）（35ページ）